

## 「政策の解説」

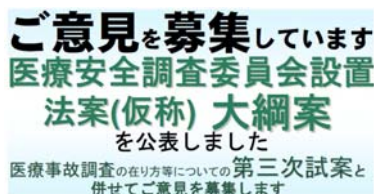
# 医療安全調査委員会(仮称)の意見募集について

---

医政局 総務課

医療は、私たちが安心して健康に暮らす上で欠かすことができないものです。一方、医療事故は相次いで発生しており、場合によっては、死亡などの不幸な結果につながるものもあります。医療の安全を確保することは、とても重要な課題です。

厚生労働省においては、医療の安全を確保するため、有識者からなる検討会における検討や意見募集に寄せられた意見を踏まえながら、医療安全調査委員会(仮称)について検討しています。現在、国民の皆さまよりご意見を募集しておりますので、ご意見をお寄せください。



(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495080050&OBJCD=100495&GROUP=> ※厚生労働省トップページからもリンクできます。)

それでは、医療安全調査委員会とはどのようなものなのか、現段階の案について見てみましょう。

- 1)なぜこのような検討をしているの? \_\_\_\_\_ p2
- 2)医療安全調査委員会とは? \_\_\_\_\_ p3
  - ①医療安全調査委員会の調査は誰が行うの? \_\_\_\_\_ p5
  - ②対象となる医療事故とは? \_\_\_\_\_ p6
- 3)医療安全調査委員会では何を狙っているの? \_\_\_\_\_ p8
  - ①第三次試案とは? \_\_\_\_\_ p9
  - ②捜査機関との関係は? \_\_\_\_\_ p10
- 4)医療安全調査委員会に関する現在の検討状況は? \_\_\_\_\_ p12
  - ①これまでの検討状況 \_\_\_\_\_ p13

## 1) なぜこのような検討をしているの？

*医療事故による死亡について、専門的に調査を行い  
原因の究明や再発防止につなげる仕組みが必要であると考えています*

医療の安全を向上させていくためには、医療事故が起こった場合に事故の原因を究明し、その結果を再発防止に役立てていくことが重要です。

しかしながら、医療事故による死亡の原因の究明等については、これまで行政における対応が必ずしも十分ではなく、結果として民事手続や刑事手続にその解決が期待されている現状にありますが、これらは必ずしも原因の究明や再発防止につながるものではありません。

このため、医療の安全の確保の観点から、医療事故による死亡について、原因の究明や再発防止を専門的に行う医療安全調査委員会を設ける必要があると考えています。

## 2) 医療安全調査委員会とは？

*医療事故による死亡について、医療機関からの届出や遺族からの調査依頼に基づき  
医療安全調査委員会が専門的に調査を行い、報告書を作成します*

医療安全調査委員会は、医療事故による死亡の原因を究明し、医療事故の防止に役立てるための新しい国の組織として検討しているものです。設置場所については、大綱案においても特定せず、さらに検討を進めることとしています。

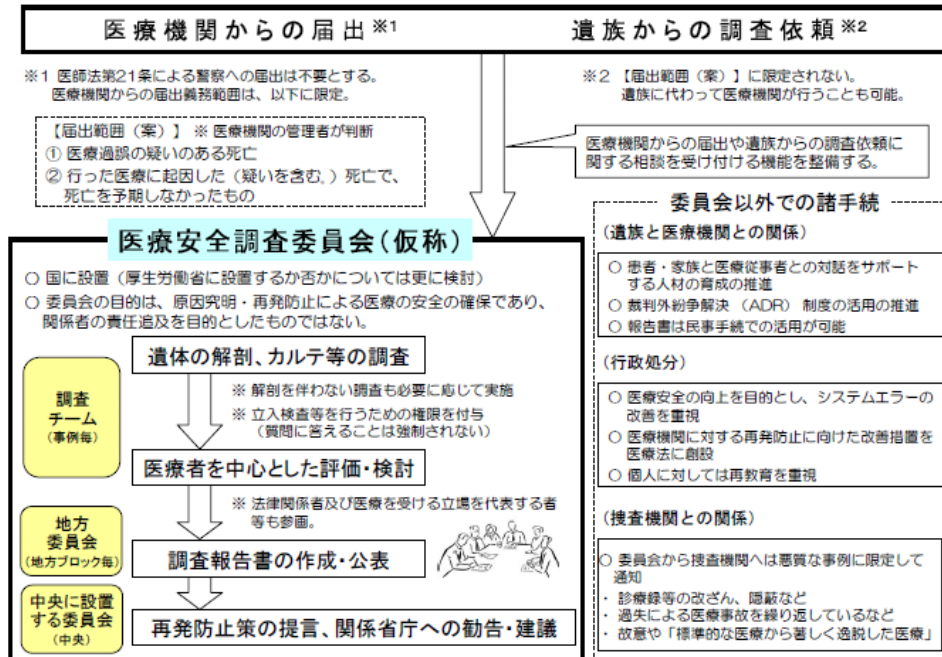
具体的には、①医療事故による死亡の原因究明のための調査を行い、報告書をまとめる医療安全調査地方委員会と、②医療安全調査地方委員会の報告書等を分析し、医療事故の防止のための勧告等を行う医療安全調査中央委員会とで構成されます。

地方委員会は、医療機関からの届出や遺族からの依頼を受けると、委員である医師等による原因究明のための専門的調査を行い、解剖やカルテ等の分析の結果に基づき、報告書をまとめます。この報告書は医療機関と遺族に交付するとともに、個人情報保護に配慮した上で、一般にも公表し医療事故の防止に役立てます。

中央委員会は、地方委員会のまとめた報告書の分析・評価を行い、関係省庁の大臣に、医療事故の防止のために必要な施策を講ずるよう勧告等を行います。

なお、医療安全調査委員会は、原因究明・再発防止を行い、医療の安全の確保を目的としたものであり、医療関係者の責任追及を目的としたものではありません。

## 医療死亡事故の調査等に関する新しい仕組みのイメージ(案)



## 2) - ① 医療安全調査委員会の調査は誰が行うの？

医療の専門家を中心に

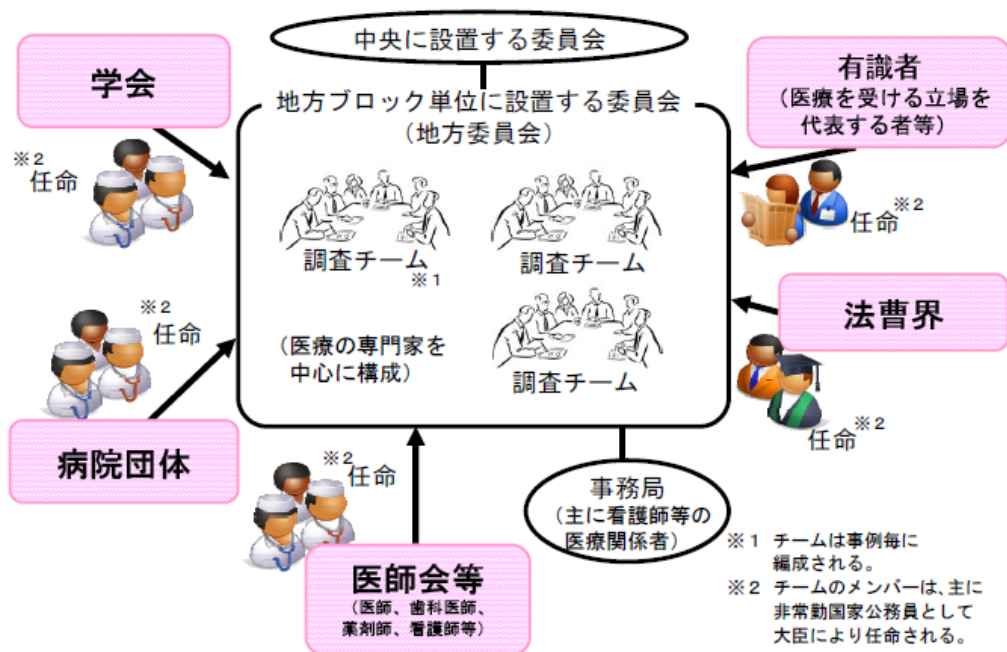
法律関係者及びその他の有識者(医療を受ける立場を代表する者等)の参画を得て行います

医療安全調査委員会の委員は、医療の専門家を中心に、法律関係者及びその他の有識者(医療を受ける立場にある者等)とすることを検討しています。

委員会が適切に機能するためには、何よりも国民の信頼を得るものでなければならず、委員には高い中立性と倫理観が求められます。そのため、調査対象となる個別事例の関係者は委員になることはできません。

また、専門的な調査を行うためには、医療関係者の積極的な協力が不可欠です。

### 医療安全調査委員会（仮称）の構成



## 2)－② 医療安全調査委員会が調査の対象とする医療事故による死亡とは？

医療機関からの届出によるもの

遺族からの調査の求めによるもの

以下のような場合に、医療事故による死亡であるとして、医療機関は届出を行わなければならない、ということ想定しています。その他、遺族からの調査の求めにも応じることを想定しています。

- ① 行った医療の内容に誤りがあるものに起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産
- ② 行った医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その死亡又は死産を予期しなかったもの。

実際にどのような事例が医療機関から届け出られることになるのかについては、医療事故死等に該当するかどうかの基準を医学医術に関する学術団体及び医療安全中央委員会の意見を聴いて主管大臣が定め、公表することを想定しています。(大綱案 第32(4)の2参照)

参考までに、第13回有識者検討会(「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する検討会」)の資料を次頁に抜粋します。これらは、試みに整理したものであり、決定した内容ではありません。また、これらの「具体的な事例」については、記述のない場合は特段の問題がないものと仮定し、その場合にどう考えるかを示したものです。